

制度改正時の各種様式新旧対応表

制度改正によって、必ず新様式を使用していただく手続き、旧様式も引き続き使用できる手続きがあります。

(○：使用可、×：使用不可、△：条件付きで使用可)

様式名	平成23年9月末日までの新様式の使用について	平成23年10月1日以降の旧様式の使用について	注意事項
契約申込書（様式㊦101） 掛金預金口座振替申出書（様式㊦104）	×	×	平成23年10月1日以降に旧様式は使用できません。（誤って中小機構に到着した場合は返却、差替等の対応をさせていただきます。）
重要事項確認書 兼反社会的勢力の排除に関する同意書 （新規追加）	×	—	平成23年10月1日以降の受付分から必須となります。
掛金預金口座振替申出書（様式㊦105）	○	△	口座名義人と倒産防止共済契約者が同一の場合でも一律、共済契約者欄に記入・押印してください。
登録委託団体変更届出書（様式㊦112）	○	○	順次変更予定
契約変更届出書（様式㊦113）	○	○	順次変更予定
掛金預金口座振替解約申出書 （様式㊦204）	○	○	順次変更予定
掛金月額変更申込書（様式㊦210）	○	△	旧様式で8万5千円以上への増額を申し込む場合は、変更後の掛金月額欄に直接金額をご記入ください。 旧様式で増額を申し込む場合は、減額時同様に委託団体・代理店記入確認欄に記入・押印してください。
掛金納付掛止届出書（様式㊦211）	○	○	順次変更予定
掛金納付再開届出書（様式㊦213）	○	○	順次変更予定
掛金前納申出書（様式㊦214）	○	○	順次変更予定

(次ページに続く)

(○：使用可、×：使用不可、△：条件付きで使用可)

様式名	平成 23 年 9 月末日ま での新様式 の使用につ いて	平成 23 年 10 月 1 日 以降の旧様式 の使用につ いて	注意事項
委託団体とりまとめ表 (様式㊦109)	×	×	平成 23 年 10 月 1 日以降の加入申込分に旧様式は使用できません。ただし、9 月末までの申込金を含んだ受付分を 10 月に報告する場合は、該当分だけを旧様式で作成し、指定の金融機関へ取次ぎを行ってください。10 月以降の受付分は新様式で作成し、直接中小機構へ送付してください。(とりまとめ表は 2 種類作成することになります。)
取扱店収納金報告書 (様式㊦216)	×	△	平成 23 年 10 月 1 日以降の加入申込分には使用できません。但し、9 月末までの申込金を含んだ受付分を 10 月以降に取次ぎした場合は、10 月以降の受付分と共に従来の収納金報告書で作成し、裏面の規定外処理欄に新、旧の申込書の枚数を「9 月受付分〇〇件、10 月受付分〇〇件」と記入してください。
復託本店収納金報告書 (様式㊦218)	×	△	
統轄店収納金報告書 (様式㊦222)	×	△	
共済金貸付決定通知書 (様式㊦311) と共済金貸付契約証書 (本人控) (様式㊦312)	○	○	
貸付セット (様式㊦907)	×	×	平成 23 年 10 月 1 日以降は旧貸付セットは使用できません。(誤って中小機構に到着した場合は返却、差替等の対応をさせていただきます。)
共済金貸付契約証書 (機構) (様式㊦313) と共済金送金通知書 (様式㊦314)	○	○	
償還金預金口座振替払に関する申出書 (変更用) (様式㊦362)	○	○	
償還金口座振替依頼書 (変更用) (様式㊦363)	○	○	
契約承継申出書 (様式㊦501)	○	○	順次変更予定

(注) 10 月から使用不可となる様式については、お手数ですが貴機関で破棄をお願いします。